

議案第 3 号

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例

桐生市事務分掌条例(平成 20 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条の表の財政部の項を削る。

第 2 条の表の総合政策部の項第 3 号を第 5 号とし、同項第 2 号中「、広聴及び情報公開」を「及び広聴」に改め、同号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 市の財政計画及び財政管理に関する事項

(3) 公有財産の管理に関する事項

第 2 条の表の総務部の項第 3 号中「文書及び」を削り、同項第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 文書及び情報公開に関する事項

第 2 条の表の総務部の項第 12 号を第 15 号とし、第 12 号の次に次の 2 号を加える。

(13) 市税に関する事項

(14) 市税その他の収納に関する事項

第 2 条の表の財政部の項を削り、同表の市民生活部の項第 3 号中「国民健康保険、後期高齢者医療及び」を削り、同表の保健福祉部の項第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(桐生市歴史まちづくり推進協議会条例の一部改正)

2 桐生市歴史まちづくり推進協議会条例(平成 26 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総合政策部」を「都市整備部」に改める。

議 案 説 明

議案第 3 号 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

行政組織の改編を行うため、所要の改正を行おうとするものです。